

令和8年版

# まっぶし 農女だより



大川戸地区で南国の味、ドラゴンフルーツを栽培している大熊さんご夫妻

※農業収穫祭ではドラゴンフルーツを出品していただきました。  
市場への出荷に向けて日々努力されています！

## 目次

### 表紙

会長あいさつ、農業委員紹介ほか	P 2
農地の適正管理、野焼きについてほか	P 3
病害虫の防除について（埼玉県春日部農林振興センターからの情報提供）	P 4
農地中間管理事業について（農地の貸し借り）	P 5
第52回松伏町農業収穫祭・第52回松伏町農業収穫祭表彰式	P 6
JAさいかつ管内標準的農作業料金	P 7
松伏町貸借料情報、松伏ふれあい直売所ほか	P 8



松伏町農業委員会  
会長 藤江 健広

## 農業委員会会長あいさつ

令和7年4月7日に農業委員会の改選が行われ、3年間の間、農業委員会会長として務めさせていただきます藤江健広と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、松伏町では、東埼玉道路の一部開通や宅地開発など様々な物ができています。また、地球温暖化による災害、害虫のリスクなど高まっており、農業を取り巻く環境は大きく変わってきています。

ー昨年は、松伏町内でイネカメムシにより甚大な被害を受けました。晩生品種など作期が遅めの品種では大きな減収に見舞われ、通常であれば田1反あたり約7~8俵収穫できるとされていましたが、田1反あたり約2俵など、多数の減収報告がありました。

そんな中、昨年は各農家や地域の農家が一丸となって被害防除を行ったため、大きな被害に見舞われることはありませんでした。これらは農家の方々の努力とご協力のもと達成できたものだと思います。ご協力ありがとうございました。

今年も作付けの準備も始まり、昨年同様に高温や害虫のリスクも予想されます。農業を営む方たちにとっては、毎年厳しい戦いになっています。体調などに十分に注意していただき、松伏産のおいしい農作物を提供できるよう頑張っていきましょう。

また、近年の高齢化や担い手の不足などにより農業者の減少や耕作放棄地が拡大するなど、地域の農地が適正に利用されなくなることが全国的に懸念される中、農地が利用されやすくなるように松伏町では、農地の集積集約化を進めるために地域計画を令和7年3月に策定しました。

農業委員会では、将来の農地の利用を考えた目標地図を作成しました。農地の問題は、個人で解決するにはとても難しい問題です。お困りの方がいらっしゃいましたら、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談していただければと思います。

最後に、農業を営む方たちにとって良い一年になるようご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

## 農業委員を紹介します 任期：令和10年4月6日まで

令和8年3月1日現在

総務協議会				農地協議会		
役職	氏名	地区		役職	氏名	地区
会長	藤江 健広	大川戸		会長職務代理	八木 大輔	松伏
総務委員長	岡野 正幸	金杉		農地委員長	横川 朝治	大川戸
総務副委員長	石塚 要	松伏		農地副委員長	飯島 明	田島
委員	須賀 喜佐子	上赤岩		委員	横川 和代子	大川戸
委員	滑川 浩	魚沼		委員	松崎 一男	魚沼
委員	永野 浩司	下赤岩		委員	山崎 良夫	下赤岩
委員	小島 康平	築比地		委員	竹内 隆	上赤岩

○主な活動内容 農地法等法令に定められた許認可業務、農業担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消など。

※総務協議会の主な所管事務は、法人化、農業経営の合理化、農業者への情報提供など。

※農地協議会の主な所管事務は、農地の利用の確保、利用集積、効率的な利用の促進など。

## 農地利用最適化推進委員を紹介します 任期：令和10年4月6日まで

令和8年3月1日現在

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
舩田 晃	大川戸	山崎 富康	下赤岩	三反崎 善隆	上赤岩
小島 雄一	築比地・金杉	砂川 進	田島	内藤 玉江	松伏
柴田 光善	魚沼				

○主な活動内容 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など。

## 農地の適正管理と不法投棄について

休耕農地は、火災やごみの不法投棄、病虫害の発生、野生動物の住処などの原因となり、近隣住民や農地に悪影響を及ぼします。農地所有者・耕作者は、定期的に草刈りをするなど地先の道水路の管理をしていただきますようお願いいたします。

また、不法投棄を発見した場合は、埼玉県で産業廃棄物に関する不法投棄の通報制度を開設しています。フリーダイヤルで24時間通報を受付していますので、産業廃棄物の不法投棄を見つけた場合は、不法投棄110番：0120-530-384までご連絡をお願いします。



## もみ殻、稲わらなどの野焼きについて

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県生活環境保全条例」により原則禁止されています。ただし、例外規定として農業を営むためやむを得ない焼却は認められています。この例外規定に該当する場合であっても、近隣からの苦情、煙による交通の妨げなど、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。農業上やむを得ない野焼きをする場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに十分注意し、必ず火元から離れずに作業をお願いします。



## 相続などにより農地を取得した場合には届出が必要です

農地法により、農地を相続又は時効取得などにより取得した場合には、当該農地がある市町村の農業委員会に届出が必要です。

届出の期間は、農地の権利を取得した日を知った日から概ね10か月以内となっています。

なお、この届出により権利取得の効果が発生するものではありませんのでご注意ください。

## 農地転用をする場合は、農地法の許可申請または届出が必要です

農地を耕作以外の目的で使えるようにすること（例：宅地や駐車場、資材置場など）を農地転用といいます。農地転用するには、市街化調整区域では、県知事の許可が必要となり農地法の許可申請が必要になります。市街化区域の農地転用は、農地法の届出が必要になります。

許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反になります。農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令などを命ずることができます。

また、厳しい罰則が適用され3年以下の懲役または、300万円以下の罰金になります。（法人の場合は、1億円以下の罰金）

農地転用をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

## 農地改良(埋め立て)をする場合は、許可申請または届出が必要です

農地改良とは、農地への盛土などで農地の保全若しくは、利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。残土の処分を目的として行うものではありません。

農地を農地として利用するものですが、県知事の許可や農業委員会への届出が必要です。

埋め立て面積が1,000㎡未満かつ工事期間が1ヵ月以内の場合は、届出となります。それを超えるものは、県知事の許可が必要となります。

農地改良をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

# イネカメムシ

警告

中

警戒

**まだ必要！  
本田防除は  
2回！**



写真提供：埼玉県病害虫防除所

**越冬個体が確認されています  
令和7年産で被害がなくても、次作も適期の防除に努めましょう**

## 薬剤散布時期の目安

イネカメムシがイネを加害する出穂期～登熟初期に2回の薬剤散布を行いましょう。防除の目安は、1回目が出穂始期（ほ場内の10%が出穂）、2回目が1回目の防除から10日後頃です。

←→ 防除1回目（不稔の防止）    ←- - - → 防除2回目（斑点米の防止）

品種	4月		5月				6月			7月			8月			9月	
	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中		
コシヒカリ	田植																
彩のきずな			田植														
彩のかがやき			田植														

## 薬剤防除効果について－令和7年度実証試験結果

令和7年度に27か所で薬剤防除の実証試験を行ったところ、平均収量510kg/10a程度、着色粒割合0.05%と広域かつ適期の防除を行うことにより、高品質で安定した収量が得られました。

適期に防除することで、防除コスト以上に収益が向上する結果が出ています。

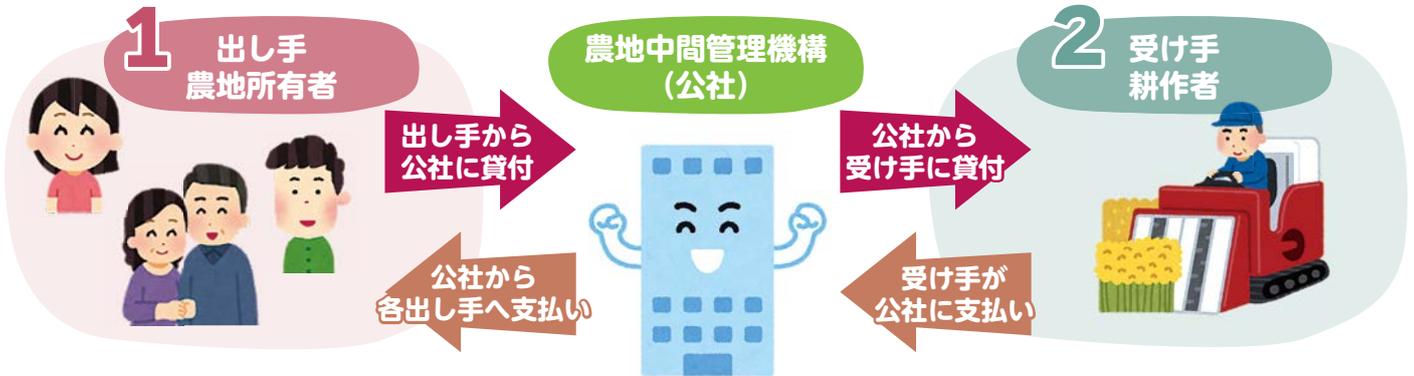
令和8年度も引き続き、地域全体で広域かつ適期の防除を継続し、収量と品質を確保しましょう。

発行：春日部農林振興センター（令和8年3月）

# 農地中間管理事業について（農地の貸し借り）

旧利用権は令和7年3月31日で廃止となり、令和7年4月1日から農地中間管理事業による貸借となりました。旧利用権を設定し今後満期を迎える農地の所有者、耕作者の方には、順次手続きのご案内をさせていただきます。

下記に必要な手続き書類の説明をまとめましたので、参考にしてください。



## 1 出し手（農地所有者）の必要な手続き

### （1）貸付意向申出書

- 住所、氏名、年齢、土地の所在、面積など、また制約をかけるものにチェックをお願いします。

### （2）農用地利用集積等促進計画書2部

- 農地中間管理機構へ貸付けるためには、出し手と農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画書を取り交わす必要があります。書類には、出し手の住所、氏名、年齢、土地の所在、面積、貸付期間、賃料の記載と押印、捨て印が必要です。（2部）

### （3）口座番号通知書

- 賃料が農地中間管理機構から支払われるため、振込先の出し手（農地所有者）名義の口座情報の記載をお願いします。（使用貸借権の場合は必要なし）

### （4）その他（必要に応じて提出）

- 共有名義や相続が決まっていない場合は、共有者や相続人の同意書が必要です。

## 2 受け手（耕作者）の必要な手続き

### （1）農用地利用集積等促進計画書2部

- 農地中間管理機構から借り受けるためには、受け手と農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画書を取り交わす必要があります。書類には、受け手の住所、氏名、年齢、土地の所在、面積、貸付期間、賃料の記載と押印、捨て印が必要です。（2部）

### （2）誓約書

- 署名または押印をお願いします。

### （3）貯金口座振替依頼書（公社指定の3枚複写もの）

- 賃料の支払いは口座からの引き落としとなります。JA用・銀行用（取引銀行等限定）があり、当該口座の銀行印の押印が必要です。（使用貸借権の場合は必要なし）

### （4）その他（必要に応じて提出）

- 法人の場合は定款の写し。農地所有適格法人の場合は役員名簿も必要です。

### メリット

- 農地法の許可を受けることなく、農地に賃貸借等の権利を設定することができます。●契約期間終了後は、農地は所有者へ戻ります。（再度、貸付けることも可能）●賃借料がある場合は、機構がまとめてお支払いします。
- 所有者が多数いても契約は機構とだけなので、賃借料の支払い等の事務が軽減されます。●所有する全農地（10a未満自作地は除く）を新たに、まとめて貸付けた場合、税制特例を受けられる場合があります。ただし、改正法案が成立した場合。

◎出し手と受け手と共に上記の書類を作成していただく必要があります。ご不明な点があれば農業委員会事務局までご連絡ください。

## 第52回松伏町農業収穫祭

令和7年11月30日（日）まつぶし緑の丘公園にて「第52回松伏町農業収穫祭」を開催しました。当日は、天気にも恵まれ大勢の来場がありました。くつ飛ばし競争など様々なイベントを開催し、農産物品評会や新鮮野菜の即売会も行いました。多くのお客様がとれたての野菜を購入されていきました。

また、農業用ドローンによる空中散布デモンストレーションを行いました。カメムシの被害防除の有効手段として注目されているため、多くの農業者の方たちが見学されました。



## 第52回松伏町農業収穫祭表彰式

令和7年12月25日（木）第52回松伏町農業収穫祭表彰式を行いました。



農産物の部受賞者名簿（敬称略）

賞名	受賞者氏名	出品名
埼玉県知事賞	竹内 隆	彩のきずな（玄米）
埼玉県知事賞	伊藤 みよ子	カリフラワー
埼玉県春日部農林振興センター所長賞	柴田 光善	白菜
農業委員会埼玉葛地方協議会会長賞	柴田 光善	長大根
農業委員会埼玉葛地方協議会会長賞	飯島 明	八ツ頭
農業委員会埼玉葛地方協議会会長賞	飯島 東悦	みかん
(株)埼玉県東部流通センター社長賞	長 和雄	ねぎ
マルセンフーズ(株)社長賞	山崎 良夫	コシヒカリ（玄米）
松伏町長賞	高橋 貴	キャベツ
松伏町議会議長賞	伊藤 孝彦	かぶ
松伏町農業委員会会長賞	今井 一忠	長いも
さいかつ農業協同組合代表理事組合長賞	染谷 典男	えみほころ（玄米）
努力賞	坂巻 ふじ子	山東菜
努力賞	山崎 美奈子	かぼちゃ
努力賞	伊藤 みよ子	にんじん
努力賞	(株)あぐりスタジアム	レモン
努力賞	(株)藤江農園	さつまいも

※次回は、令和8年11月に農業収穫祭を開催する予定です。自慢の農作物を出品してみませんか？心よりお待ちしております。

# 令和8年 JAさいかつ管内標準的農作業料金

作業料金の単位：円（10a当たり）

作業の種類		作業料金 (消費税抜)	消費税	作業料金 (消費税込)	摘 要	
水田耕起・代かき	一番耕起（ロータリー）	6,300	630	6,930		
	二番耕起（ロータリー）	5,300	530	5,830		
	三番耕起（ロータリー）	4,700	470	5,170		
	代かき（3回耕起済）	8,400	840	9,240		
	代かき（2回耕起済）	9,500	950	10,450		
	代かき（1回耕起済）	12,100	1,210	13,310		
	代かき（未耕起）	19,000	1,900	20,900		
畑耕起	ロータリー耕起	10,500	1,050	11,550	ハウス内については、10%増	
	プラソイラー（10a）	6,300	630	6,930		
育苗・田植	種子温湯消毒（kg当り）	200	20	220	4kg 1袋・持込引取本人	
	育苗（10a・18箱）	20,000	2,000	22,000	種子代別料金（実費）・当事者間協議	
	育苗（1箱）	1,200	120	1,320		
	田植	9,500	950	10,450		
管 理	施肥（元肥）	2,200	220	2,420	40kg以内・20kgごとに200円増	
	施肥（追肥）	2,000	200	2,200	1回当り料金	
	施肥（珪カル）	2,200	220	2,420	100kg以内・20kg増すごとに200円	
	防除（粒・粉・液1回分）	2,000	200	2,200	1回当り料金	
	畦畔雑草刈り（1回分）	2,200	220	2,420	周囲全刈・但しカヤ・ヨシは20%増	
	畦畔つけ（1m当）	73	7	80	片側つけ（動力）	
	草刈り（1㎡当）	55	5	60	草丈50cm未満・但し以上は50%増	
	中間管理手作業	2,200	220	2,420	1時間当たり	
	箱施用防除	1,070	107	1,177	農薬は、委託者持ち	
	除草剤（畦畔・本田・1回）	1,680	168	1,848	農薬は、委託者持ち	
	再生稲刈り	5,300	530	5,830		
	機械による掘ざらい・仕上げ作業		250/m	25	275/m	用排兼用または排水のみ
			150/m	15	165/m	用水のみ
	機械整地	5,500	550	6,050	機械作業（均平作業は除く）1時間当たり	
収穫調整	刈取脱穀	22,100	2,210	24,310	農地が管外の場合、別途2,000円加算 収穫後の粉、玄米運搬料は各々2,000円加算	
	刈取脱穀（コシヒカリ・もち米）	23,100	2,310	25,410		
	刈取脱穀（倒伏一方刈）	31,600	3,160	34,760		
	乾燥調整	21,000	2,100	23,100	乾燥もみすり調整	
	乾燥調整（コシヒカリ）	22,100	2,210	24,310		
一貫作業	育苗と田植	27,800	2,780	30,580	種子代別料金（実費）	
	収穫・乾燥（うるち）	42,000	4,200	46,200	倒伏の場合は、その状況により10%以上徴収する	
	収穫・乾燥（コシヒカリ）	44,100	4,410	48,510		
	収穫・乾燥（もち）	46,200	4,620	50,820	倒伏の場合は、その状況により20%以上徴収する	
管理	休耕田・畑維持管理	実 費			上記の料金に準じ、作業内容により当事者間協議する	

- 備考
- この料金は標準的な目安として定めた事項であり、特別に措置を要する事項が発生したときは当事者間協議の上で決める。
  - 耕起・整地・田植・収穫・調整・作業の5a未満は5a料金とする。
  - 未整理地区及び作業困難な場所の作業料金は上記料金の10%以上徴収する。
  - 調整・刈取脱穀・調整米麦の配達運賃は別料金とする。
  - 悪条件(荒地・ブル跡地等)の場合は、倍額を限度とし当事者間で協議する。
  - 持込による色彩選別機、利用料金は1袋（30kg）800円からとする。
  - 摘要・備考の金額はすべて税抜金額とする。
  - この標準的作業料金は、令和8年1月1日より適用とする。

## 松伏町賃借料情報

松伏町における賃借料水準の情報を提供します。

10aあたり

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参考
田	8,026円	16,100円	5,000円	260件	・物(米)納は98% 【内訳：30kgが99.6% 60kgが0.4%】 ・金納は2% [うち5,000円が40%、その他が60%]
畑	9,850円	10,000円	8,000円	40件	・物納はなし ・金納が100% [うち10,000円が88%、その他が12%]

※取引実例(令和6年1月から令和6年12月までに設定された賃借料水準)の情報であり、賃借料を決定するものではありません。

※賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。

(米30kg：8,050円、令和6年産 最多取引米：J A米コシヒカリ)

### 農業者年金に加入しませんか



業者のための年金です。

農業者年金に加入しませんか？

詳しくは、農業委員会事務局またはJAさいかつ農業協同組合までお問い合わせください。

### 全国農業新聞を購読しませんか



農業を取り巻く様々な情報や、これからの農業経営について新しい知識を分かりやすくお伝えする情報紙です。

お申し込みは、農業委員会事務局までお問合せください。

## 松伏ふれあい直売所

J Aさいかつ松伏ふれあい直売所「マッパーちゃん」では、地元・松伏町で栽培されたお米を中心に、新鮮な野菜や果物を販売しています。お米は「コシヒカリ」「彩のきずな」「ミルキークイーン」など人気の品種を取り揃え、多くのお客様にご好評をいただいています。

野菜では、特にとうもろこし栽培・販売に力を入れており、毎年6月に「とうもろこしウィーク」を開催しています。高温が続く厳しい環境の中、生産者が苦労を重ねて出荷しています。丹精込め育てた旬のとうもろこしを、ぜひご賞味ください。

果物では、ぶどうの販売も行っており「シャインマスカット」をはじめ、さまざまな品種のぶどうが店頭に並びます。「甘味、酸味のバランスが品種によって違うためうれしい」とたくさんのお客様の感想をいただいています。食べ比べをしながら、お好みのぶどうを見つける楽しみも魅力のひとつです。

店内には、年間を通じて、新鮮な旬の地場野菜や果物が並ぶほか、甘酒、麴ジャム、焼き立てパン、あられ、漬物、のしもちなどの加工品も取り扱っています。

皆様のご来店を心よりお待ちしております。



営業時間 9:00 ~ 16:00 定休日 水曜日・日曜日

年末年始、お盆期間は営業日、営業時間が変更になることがあります。

### 編集後記

昨年は、地震、津波、山火事などの自然災害が多く発生し、また、一昨年より少なくなりましたが、イネカメムシによる害虫被害もありました。松伏町内では、農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、農業者が減少傾向にあります。そのような中、大規模経営農業者が農地の集約を行い規模拡大に取り組んでいます。

今年も間もなく稲作の準備が始まります。高温、イネカメムシの発生が予想されていますので、ゆとりをもって対応していきましょう。

総務委員長：岡野正幸 総務副委員長：石塚要 総務委員：須賀喜佐子・滑川浩・永野浩司・小島康平